（削る）

（閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官）

第十二条　水環境課に、閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官を置く。

2～5　（略）

6　企画官は、命を受けて、水環境課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十三条～第十九条　（略）

第五節　環境再生・資源循環局

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官）

第二十条　総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官を置く。

2～5　（略）

6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十一条～第二十六条　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

環境大臣　山口　壮

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（地方環境事務所に置く課等） **第七条**　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。 地域脱炭素創生室（福島地方環境事務所を除く。） 総務課（福島地方環境事務所を除く。）	（地方環境事務所に置く課等） **第七条**　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。 （新規） 総務課（福島地方環境事務所を除く。）

（大気生活環境室）

第十二条　大気環境課に、大気生活環境室を置く。

2　大気生活環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　騒音に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十四条第四項第一号において同じ。）の設定に関すること。

二　公害の防止のための規制に関すること（騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三　前二号に掲げるもののほか、公害の防止に関すること（大気の汚染（ダイオキシン類によるものを除く。）に係る生活環境の保全のために行うもの並びに騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

3　大気生活環境室に、室長を置く。

（閉鎖性海域対策室及び海洋環境室）

第十三条　水環境課に、閉鎖性海域対策室及び海洋環境室を置く。

2～5　（略）

（新規）

第十四条～第二十条　（略）

第五節　環境再生・資源循環局

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室）

第二十一条　総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。

2～5　（略）

（新規）

第二十二条～第二十七条　（略）